

二本松地域・安達地域

水道料金・下水道使用料

をそれぞれ統一し、料金等を改定します。

令和7年4月から

先の市議会9月定例会において、二本松市水道条例等の一部を改正する条例案が可決されました。

この条例案は、二本松地域・安達地域の水道料金・加入金および下水道使用料の統一に向けてそれぞれの料金等を改定するものです。

水道料金・加入金および下水道使用料は、合併前の旧町の料金体系をそのまま継続し、各地域で別々の料金等を適用してきましたが、令和7年4月使用分(5月検針分)から3年をかけて新たな料金体系に段階的に統一します。

なお、この改定案は、水道料金は「水道審議会」へ、下水道使用料は「公共下水道審議会」へ市長から改定について諮問し、いずれも6回の審議を経た答申に基づき、現在の物価高騰が続く社会経済情勢

を考慮するなど、市の判断も加味して策定したものです。

また、市のウェブサイトでも実施したパブリックコメント(本年5月21日から6月20日まで)では、反対の立場でのご意見はありませんでした。

改定の対象となる地域等

◆水道料金・加入金

二本松地域・岳地区、安達地域

◆下水道使用料

二本松処理区(岳地区を除く)、安達処理区

統一の背景

水道料金は、平成17年の4市町合併に際しての合併協定項目では「現行のそれぞれの料金体系とするが、二本松と安達地域の上水道については、合併後3年以内に料金及び加入金を統一する。岩代と東和

地域の簡易水道については、当面現行のとおりとする。」として新市に引き継がれました。合併当時は、累積赤字が生じている状況もあって、平成19年6月から一律11%の料金改定(岳地区は平均35・63%)を実施しましたが、経営の安定化を優先し、料金統一は実現しませんでした。

その後、平成22年にも料金体系の統一について検討しましたが、独立採算で自立できる体制の構築を目指し、料金体系の統一には慎重に取り扱うものとして統一が見送られ、現在に至っています。

下水道使用料は、平成17年の4市町合併に際しての合併協定項目で、「二本松と安達処理区の流域関連公共下水道の使用料については、合併後3年以内に統一する。岳と岩代処理区の特定期間保全公共下水道は、当面現行のとおりとする。」として新市に引き継がれましたが、水道料金同様、現在においても使用料の統一が実現できておらず、見直しが必要となっていました。

統一に向けた改定方針

●水道料金

上水道事業として事業統合している二本松地域と安達地域の料金および加入金を統一し、料金水準を適正化します。給水人口の減少や将来の施設更新、災害対策に備えるため、適正な料金水準を設定します。

岳地区は水源から極めて近く、施設整備費などの投資額を抑えることができました。また、温泉宿泊施設地区という特殊性を考慮し、これまでの料金が抑制されてきたという経緯があります。そのため、二本松地域の改定率と同様の水準とし、二本松地域および安達地域の料金水準とは異なる料金設定とします。

●水道加入金

安達地域では新規水道開設者等から水道加入金を徴収していますが、二本松地域と岳地区では徴収していません。同一事業の利用者間の公平性を図るため、二本松地域と岳地区でも加入金を徴収することとします。

●下水道使用料

流域関連公共下水道事業として事業統合している二本松処理区と安達処理区の使用料を統一し、適正な水準に近づきよう改定します。

下水道事業は、現状では汚水処理費用を使用料では賄いきれず、一般会計からの補助による基準外の繰入金で補填しているため、その縮減が必要と見込まれます。また、接続人口の減少に対応し、施設更新や災害対策に必要な費用を確保するために、適正な使用料水準に近づける必要があります。使用料体系は、二本松処理区の使用料体系を採用します。



改定後の水道料金

今回の料金体系の統一により、水道料金が増額となる場合は、急激な負担増とならないよう考慮し、緩和措置として増額分を3年間にわたり段階的に引き上げます。

なお、安達地域で料金が減額となる場合は、段階を踏まずに改定します。(増減幅に若干の変動が生じます。)

水道料金平均改定率

二本松地域 1・2倍程度 (約20%増額)
 岳地区 1・2倍程度 (約20%増額)
 安達地域 0・9倍程度 (約10%減額)

改定後の下水道使用料

今回の使用料体系の統一により、下水道使用料が増額となる場合は、急激な負担増とならないよう考慮し、緩和措置として増額分を3年間にわたり段階的に引き上げます。

なお、安達処理区で使用料が減額となる場合は、段階を踏まずに改定します。(増減幅に若干の変動が生じます。)

下水道使用料平均改定率

二本松処理区(岳地区を除く) 1・2倍程度 (約20%増額)
 安達処理区 1・0倍程度 (増減なし)

※平均改定率とは

現行料金での総料金収入に対して、改定後の料金で算定した場合に増減する総料金収入の比率です。
 安達地域の水道料金は、平均改定率を0.9倍程度と見込んでおり、現状よりも平均で約10%の減額となりますが、二本松地域の料金体系に統一するため、使用水量によっては増額となる場合があります。
 安達処理区の下水道使用料は、平均改定率を1.0倍程度と見込んでおり、平均では現状と同額程度となりますが、二本松処理区の使用料体系に統一するため、排除下水量により、減額もしくは増額となる場合があります。

◎問い合わせ…

- ・水道料金に関すること
 上下水道課水道管理係
 ☎(55)5135 Fax(62)1033
- ・下水道使用料に関すること
 上下水道課下水道管理係
 ☎(55)5138 Fax(62)1033



●水道料金・下水道使用料の比較(1カ月あたり、消費税込み)

一般的な家庭(3~4人世帯)のケース…メーター口径13mmで、20㎡使用した場合の料金

水道料金

地域等	現行料金	令和7年4月使用分~			令和8年4月使用分~			令和9年4月使用分~		
		改定後料金	現行料金との差	改定率	改定後料金	現行料金との差	改定率	改定後料金	現行料金との差	改定率
二本松	2,662円	2,839円	177円	6.6%	3,017円	355円	13.3%	3,185円	523円	19.6%
安達(家庭用)	4,006円	2,965円	▲1,041円	▲26.0%	3,075円	▲931円	▲23.2%	3,185円	▲821円	▲20.5%
岳	2,530円	2,685円	155円	6.1%	2,863円	333円	13.2%	3,031円	501円	19.8%

※現行の安達地域(家庭用、営業用・団体用)の料金は廃止され、用途区分のない二本松地域の料金体系に統一されます。

下水道使用料

処理区	現行使用料	令和7年4月使用分~			令和8年4月使用分~			令和9年4月使用分~		
		改定後使用料	現行使用料との差	改定率	改定後使用料	現行使用料との差	改定率	改定後使用料	現行使用料との差	改定率
二本松	2,200円	2,334円	134円	6.1%	2,490円	290円	13.2%	2,640円	440円	20.0%
安達	3,382円	2,640円	▲742円	▲21.9%	2,640円	▲742円	▲21.9%	2,640円	▲742円	▲21.9%

●水道加入金の統一・改定(消費税込み)

現行	対象地域	口径13mm	口径20mm	口径25mm	口径30mm	口径40mm	口径50mm以上
		二本松・岳	規定なし				
	安達	140,800円	243,100円	551,100円	804,100円	1,433,300円	市長が別に定める額
改定後	二本松・岳・安達	70,400円	121,550円	275,550円	402,050円	716,650円	市長が別に定める額

※令和7年4月1日以後の水道の新設・増口径の申込時に適用されます。



詳しくは、市ウェブサイトまたは検針の際に配布したチラシをご覧ください。 市ウェブサイト